

三宅島の現状（その10）

平成13年 7月10日

現地災害対策本部（神津島）

【島の現状】

この2週間は今年は梅雨が開けたかと思わせるほどよい天気が続きました。予想以上に渡島の機会に恵まれ、復旧作業も順調に進みました。新たな泥流による被害の発生もありません。しかし、7月6日から8日までは台風の余波のうねりが強く、はまゆう丸の渡航はできませんでした。雨は降らないのに作業ができないというつらい日が続きました。

このところ西よりの風が多く、東部の大沢や役場付近では17 ppmという高濃度の二酸化硫黄や4 ppmの硫化水素が検出されており、しばしば作業の中止も余儀なくされています。

三宅支庁の第二庁舎に続いて新たに3箇所のクリーンハウスが完成し、今週から開設することになりました。三宅支庁第一庁舎の3階は防災関係者の執務室として使います。村役場には役場の職員や関係者が宿泊できるようになりました。また、勤労福祉社会館には一般の工事関係者も滞在することになり、三宅島の復旧作業にもはずみがつくと期待されます。

【火山活動】

4月に入ってから何度か振幅の大きな火山性微動が発生していますが、6月24日から25日にかけてやや振幅の大きな微動が発生し、島内で震度1を観測した。その後平穏な状態が続いていますが、火山ガスは、現在でも日量1万～2万トンが発生しているなど依然として活発な活動が続いている。6月16日から6月30日までの二酸化硫黄の1時間値の最高値は、三宅島空港の13.9ppm（6月27日）、5分値の最高値は同じく16.2ppmでした。

【復旧作業】

はまゆう丸とえびね丸で、およそ300名の人員が連日渡島し、復旧作業に従事しています。作業の方々は、真夏のようなうだる猛暑の中、真っ黒になりながら頑張っています。

7月3日から3日間は、立根や空栗橋など7箇所について道路の災害査定が行われました。のべ150人の都職員が炎天下、現地にて査定を受け、概ね申請どおりの成果が得られました。工事については、完成した芦穴及び仮橋に続いて、三七沢、空栗橋の仮橋設置工事を進めています。

砂防工事は、梅雨に備えての土のう積みなどを完了しましたが、幸いにも雨が少ないとあり、新たな泥流被害ありません。三七沢や川田沢などでは砂防ダムの工事を進め、ダムの基礎のコンクリートを打つところまでできています。ほかの箇所でも、ブロック積みや工事用道路の建設や既設ダムの土砂取り作業を進めています。

水道の復旧は、大路水源から西回りで復旧を進め、三宅支庁や勤労福祉社会館まで通水しました。現在、水質検査の結果待ちで間もなく飲料水として利用できるようになります。

N T T グループは、引き続き泥流監視装置用の通信回線の準備、ライフライン維持のため、泥流被害を受けやすい区間の整備及び携帯電話のサービス復旧に向けた準備を行っています。

東京電力では、島内電力需要増に対応するために日中は1,000KW発電を22日から実施しました。夜間はこれまで通り遠隔操作で500KWの発電に切り替えていました。また、送電に関わる維持作業やケーブルの移設工事などを進めています。

土砂流出防止を目的としてヘリコプターによる種子の空中散布を6月1日から実施しましたが7月4日に陸上から現地を調べた結果、長さ5~6センチの芝が芽吹いており、成果が現れています。

【臨時診療所の移設】

6月27日から医師1名、看護婦2名が三宅島に滞在し、三宅支庁で診療にあたっていましたが、このほど、三宅村役場のクリーンハウス工事が終了したので、7月9日から役場で診療することになりました。

【就労案内】

村役場では就労情報を提供し広報しておりますので、就労を希望される方は三宅村村民課相談係（代表03-5321-1111 内線45-640）にご相談ください。

なお、直近の情報は、ホームページ「三宅島を離れた村民のみなさま」をご覧ください。
(アドレス <http://www.miyakemura.com>)

お問い合わせ先
三宅支庁総務課行政係
電話：03-5320-7854

三宅島民に対する見舞金の支給について

(三宅島民一人あたり5万円が支給されます)

特別区長会及び東京都市長会は東京都町村会と共同して、「東京都市区長会」の設立を機に、伊豆諸島支援のため、東京都市区町村伊豆諸島支援事業実施事務局を組織して〔よみがえれ、伊豆諸島〕～東京都市区町村は、共同して伊豆諸島を支援します～と題して、三宅村に対して、次の事業が実施されます。

1 三宅島民の生活基盤の安定化を図る。

都内に居住し避難生活を余儀なくされている島民にとっては、帰島が長引くほど生活維持に困難さを増すことと思われる。

このため、三宅島民就労支援と見舞金支給による経済的支援を行なう。

見舞金支給事業実施要領（抜粋）

1 主　旨

噴火災害により島外避難を余儀なくされている三宅島民に対し、生活の一助として見舞金を贈る。

2 支給対象

見舞金の支給対象は、平成13年7月1日現在、三宅村住民基本台帳等に登録されており、そのうち三宅村が所在を把握している者とする。

3 支給金額

見舞金の支給金額は、島民一人あたり50,000円とする。

東京都市区町村伊豆諸島支援事業実施事務局

* 支払いは、三宅村が実施事務局より見舞金の交付を受け、実施要領に基づき、島民に支払いをいたします。支払い方法は第3回義援金受取方法届書により行ないます。口座の方は直接口座へ振り込み、現金受取の方は通知いたします。支払い開始は、準備が出来次第7月中に行なう予定です。

なお、変更等の方がございましたら、担当までご連絡下さい。

「問い合わせ先」

三宅村新宿総合事務所

総務課 菊地・佐久間

電話 直通03-5320-7823

都庁内線45-610・612

平成 13 年 7 月 10 日
三宅村役場 村民課

三宅島噴火災害に係る『被災者生活再建支援金』の 支給申請期間の延長が決定しました！

三宅島噴火災害に伴う全島避難が長期化し、今なお帰島の見通しが立たない状況で、今後も夏季、冬季の生活必需品について需要が見込まれ、被災日（平成 12 年 6 月 26 日）から 13 ヶ月を経過する日（平成 13 年 7 月 25 日）までの申請期間では対応できることから、被災世帯が必要に応じた対応が継続できるよう、申請期間を延長することが決定いたしました。

延長期間は平成 14 年 3 月 31 日までになります。

また、東京都の被災者生活再建支援金支給事業の申請期間についても、同様に延長されることになりました。

国制度・東京都制度ともに、受付窓口はこれまでと同様、「三宅村役場 新宿総合事務所 村民課」です。

□ お問い合わせは

三宅村 新宿総合事務所 電話 03-5320-7831 杉本・若松

身体障害者や高齢者の方に住宅設備を改善します

一時避難先として都営住宅等にお住まいの三宅島避難島民に対し、住宅局では身体障害者、高齢者の方に都の費用負担で住宅設備の改善を行います。

記

1. 対象住宅

- ・都営住宅
- ・公社一般賃貸住宅

2. 処理方針

三宅島避難島民の方々の多くは、高齢者であり、現在も帰島できる見通しがたたない状況から、通常の都営住宅と同様の申込資格を有し、希望する方について、住宅設備の改善を実施します。

3. 申込資格

- ① 認定所得月額が、一般都営住宅の入居収入基準に相当する額以下の収入の方
- ② 身体障害者（身体障害者手帳4級以上または恩給法別表第1表ノ3第1款症以上）あるいは高齢者（65歳以上）の方が居住している世帯

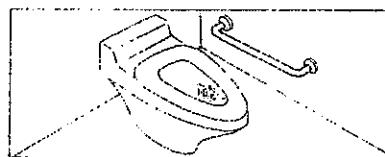
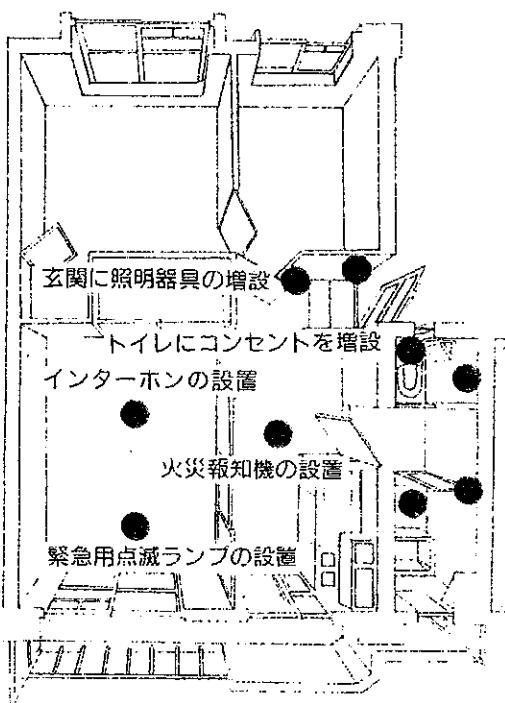
4. 資格審査

- ・高齢者の方：世帯全員の住民票を提出してください。
- ・身体障害者の方：身体障害者手帳等の写しを提出してください。

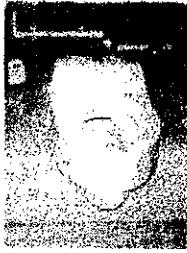
5. 問い合わせ先

- ・受け持ちの公社窓口センター、または管理人事務所

- 風呂場の湿気がトイレに入り込むタイプはトイレにコンセントが取り付けられません。
- 対象者により、実施項目が異なります。
- 住宅により、仕様は異なります。



▲玄関、トイレ、浴室などに手すりを設置



▲和風便器を簡易洋風便器に取替え



浴室の内開き戸を中折れ戸等に取替え

平成13年7月13日
三宅村保健福祉課

東京歯科大学水道橋病院での歯科診療の終了について

島外避難により治療が中断してしまった患者の治療継続を目的に
昨年11月より行ってまいりました東京歯科大学水道橋病院(東京都千代田区三崎町)での本村歯科診療所歯科医師による歯科診療につきましては、平成13年7月31日をもって終了いたします。



～島しょ地区農協合併～

昭和40年に島内の5農協が合併し、三宅島の農業を支えてきた「三宅島農業協同組合」も先般、平成13年4月1日に伊豆七島と小笠原の計6農協が合併し『東京島しょ農業協同組合 三宅島支店』となりました。

組合員の皆様には避難中の総会や生産者会議等の開催、諸事業に関わる協力依頼等、ご理解とご協力に対し厚く御礼申し上げます。

合併後の農協（三宅島支店）について、御報告させていただきます。

1. 確実な事業推進

避難生活も長期を想定しなければならない状況です。農協の運営も厳しく現実を見定め、責任業務のみに絞り込み事業推進を行なっております。

- (1) 信用事業 JA東京南新宿ビル 4階 TEL 03-3320-0323
- (2) 共済事業 同 上
- (3) 支店運営等 三宅島支店 事業運営委員 理事 TEL 090-4928-2008

2. 避難中の農協運営

昨年の9月4日、全島避難以来9ヶ月が経過しましたが、終息の見通しの立たない避難生活を三宅島支店の将来に関わる重大事と受け止め、役員会で協議した結果、次のような諸課題の対応について合意し、堅実な運営に努力しております。

- (1) 農協運営の対応策として職員の大半を出向させ、管理費の節減に努めています。
- (2) 日常の窓口業務（信用、共済等）はJA東京島しょ本店勤務の3人に対応をお願いしております。
- (3) 未曾有の自然災害により年単位の長期化に至る場合であっても、合併した各島支店、行政、経済団体等、関係機関との連携協力については最大限の対応をいたします。

3. 「三宅島げんき農場」の運営について

国の緊急地域雇用特別基金事業により、東京都が開設した「げんき農場」の運営について、事業の趣旨から判断し東京島しょ農協三宅島支店が中心となりスタートいたしました。

この事業が東京都、東京都農林水産振興財団、三宅村等、多くの機関と多くの人々の善意により実現していることを申し添えます。

4. 確認とお願い

- (1) 共済掛金の払込みについて
ご契約いただいている共済契約の掛け金の払込みについては、現在「払込猶予」の『特別対応』をしております。
特別対応期間が長期にわたっておりますが、状況を考慮すると、これまでの対応を継続していく必要があると考えております。
特別対応を継続して実施しますので、今は共済掛け金をお支払いしていただかなくても結構です。

5. 平成12年度 旧三宅島農協事業報告会の開催について

来る7月31日午後2時より、JA東京南新宿ビル6F大会議室にて、平成12年度の事業報告会を開催致します。正組合員の方のご出席をお願い致します。

三宅村



議会だより

特別号

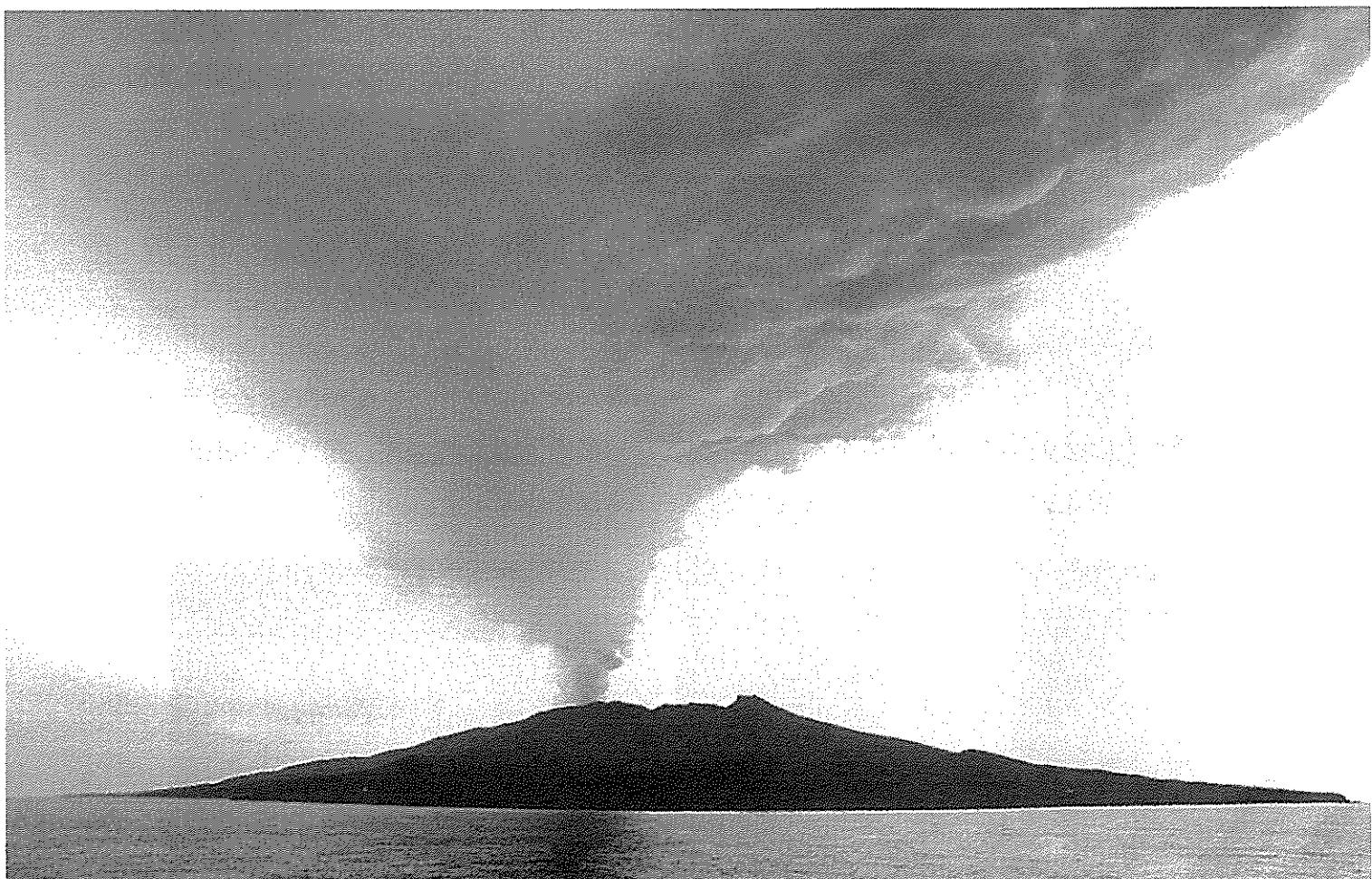
平成13年7月13日発行

発行／三宅村議会

東京都新宿区西新宿2-8-1

三宅村新宿総合事務所内

☎ 03-5320-7839



撮影日：平成12年10月11日

写真提供：東京都三宅支庁

- ・特別委員会視察報告…… 有珠山噴火災害視察報告書 2ページ
- ・特別委員会視察報告…… 雲仙普賢岳噴火災害視察報告書 8ページ
- ・特別委員会視察報告…… 鳥取県西部地震災害視察報告書 14ページ

有珠山噴火災害視察

私たち5名（議会事務局職員1名含む）は、浅沼功一郎特別委員長を団長として5月28日（月）から30日（水）にかけての3日間、行政・議会の取り組みなど、今後の三宅村における避難島民の支援策や復興計画などに寄与すべく、同じ噴火災害の被災地である北海道虻田町を中心に、有珠山噴火災害地の視察を行ったものである。

○虻田町の概要

北海道の南部に位置し、湖（洞爺湖）山（有珠山）海（噴火湾）に囲まれ、年間400万人もの観光客が訪れる道有数の観光地。しかし平成12年3月31日に噴火した有珠山火口は60ヶ所におよび、その被害は甚大であったが、火山と共生し災害に強い町づくりを目指して復興対策に取り組んでいる。

○噴火災害の経過

平成12年3月27日から、有珠山で火山性地震が次第に増加。虻田町は28日午後「有珠山火山活動虻田町災害対策本部」を設置し、洞爺湖温泉町全域、泉・入江地区の一部に対して避難勧告を発令、30日までにはほぼ避難を完了した。



洞爺湖温泉街のすぐ目の前で、現在も活発に噴煙をあげている

3月31日13時10分頃、有珠山西側山ろくが噴火。4月1日には洞爺湖温泉街に近い金比羅山西側山腹から新たな噴火。3日には町役場を閉鎖し、災対本部とともに豊浦町に全面移転した。(4月30日まで)4月4日には金比羅山で泥流・噴石を伴う噴火が発生。熱泥流が麓の洞爺湖温泉街に達し、また西山西麓に段差約10mの断層群が出現するなど、大きな地殻変動があった。

4月12日の火山噴火予知連絡会の「弱いマグマ水蒸気爆発は継続するが、山頂部の大規模な噴火に移行することを示す現象は見られない」との見解を受け、13日には避難指示区域の一時的な一部解除も実施された。

その後も段階的な復旧活動や避難解除などの施策を講じ、先般、噴火活動の終息宣言とともに、避難指示の全面解除が行われた。

○被災者支援の概要

(1) 応急生活支援

■応急住宅の確保

被災者に対し、応急仮設住宅及び応急公営住宅を確保。

■生活品購入資金

避難者に対し、必要な身の回り品を購入する資金として1世帯1万円を貸出し。

■生活福祉資金の特例貸付

北海道社会福祉協議会が、生活福祉資金として(第1次10万円、第2・3次で20万円)を避難者に貸付け。

■災害援護資金の貸付

被害の程度と世帯の所得金額にあわせて、災害援護資金の貸付けを行う。



火口付近にたてられた看板

■有珠山噴火災害見舞金配分

被災者や避難指示区域内の居住者を対象に、当面の生活の維持・安定化のために災害見舞金を配分・支給。

■生活支援事業

噴火災害の長期化に伴い、生活や事業の再建活動が困難な世帯に対し、収入金額に応じて生活費等を支給。(生活の自立を支援する有珠山噴火災害生活支援事業)



立ち並ぶ「仮設住宅」には、まだ多くの被災者の方々が生活をしている

■元気回復商品券

被災者の生活支援と洞爺湖温泉町をはじめ低迷する商店街の支援、地域活性化に資するため、虻田町内使用限定の商品券（1世帯1万円、1人1万円分）を配布。

■仮設入居者に寝具や台所用品等の支給

仮設入居者（一時帰宅ができない人）に対し、寝具や台所用品等を支給。

■避難町民リフレッシュ事業

避難生活が3ヶ月を超えた洞爺湖温泉地区及び泉地区の一部町民を対象に、提携ホテル・旅館等に家族で宿泊してもらう、避難町民リフレッシュ事業を実施。

■お風呂無料入浴券の配布

■生活用品、食料品等の配達サービスの実施

町商工会が、買い物など不便者のために、電話注文による避難所までの配達サービスを実施。

■仮設住宅間連絡バスの運行

豊浦仮設住宅ほか月浦、清水、壯瞥、伊達市仮設住宅や洞爺駅、洞爺湖温泉バスターミナル等間の連絡無料バスを運行。

(2) 住宅再建支援

■マイホーム災害資金貸付

噴火災害により住宅が被害を受け、住宅金融公庫の「災害復興住宅資金」により道内で自ら移住するための住宅を建設・購入、または住宅を補修する世帯を対象に融資。

■有珠山噴火災害にかかる「住宅被害災害見舞金」支給

住宅被災世帯への「住宅被害に対する見舞金」として、持ち家の全壊世帯に500万円（借家80万円）、半壊世帯に250万円（借家40万円）を支給。



降灰と噴石、そして泥流により大きな被害を受けた家屋

○復興に向けて

復興計画では、今回の噴火災害の教訓や問題点を踏まえ、3つの基本理念として次のように定めた。

■被災者の生活再建を最優先にした"ひと・くらし"のための復興をめざす

■再噴火に備え火山防災強化地域を設定しハード・ソフト両面から被害の軽減をめざす

■新しい火山観光資源を活用し、各種産業活性化につながるまちづくりをめざす

また上記の基本理念を踏まえ、3つの基本方針を定めた。

(1) 生活再建

■生活再建をきめ細かく支援する

■新たな住宅地を提供する

(2) 防災まちづくり

- 災害から人命を守る
- 安全な地域空間をつくる
- 防災対策を強化する
- とくに危険区域については火山防災対策強化地域として位置づける

(3) 産業復興

- 災害に強い生産基盤をつくる
- 新しい観光資源の活用を図る
- 集客施設の整備を図る



今回の噴火で多くの火口が出来た
奥に倒壊した洞爺湖幼稚園が見える

長靴を通して
足元から伝わる
熱と、鼻をつく硫黄臭



○有珠（虻田町）噴火災害から学ぶ（視察まとめ）

5月29日、虻田町役場を訪問し、町全体写真を参考に、長崎虻田町長みずからの概要の説明を承った。 災害発生当時のご苦労や住民支援、今後の復興など熱く語る町長のリーダーシップに圧倒され気味であった。

午後から虻田町議会有珠山噴火災害復興対策特別委員会委員の方々と懇談。 議会としての取り組みの他に、経験から得た議会としての心構えと対応について伺った。

「議会は災害時には住民の方向ばかりに目が行きがちだが、非常時だからこそ行政と一緒にになって取り組まないと困難は乗り越えられない。 特に議員個々での行動は混乱を招くことから申し合わせにより厳に禁止した。 住民から当初は不満の声もあったが、今となっては評価を頂いている」という岡嶋委員長の発言に、議会として纏まっているという印象が強く伝わった。

午後4時から被災現場の視察を行う。 長崎虻田町長の特別な配慮により、被災地立ち入り禁止区域（現在は解除された）にも案内された。

三宅と同様、噴石・降灰の被害にあわせて、泥流の被害による倒壊・埋没や、かなりの地形の変化（火口周辺の隆起は最大で80メートルもある）による家屋や道路、公共施設などへの被害は想像以上に広範囲にわたる。 特に、一見しただけではわからない被害（扇状な地殻の変動）による被害家屋の被害認定にも、かなり苦労されたという。

いまもなお噴煙を勢いよくあげる火口に近い洞爺湖温泉街は、噴火以前の約70%の宿泊客数で経営にも大きな影響がでているが、行政による支援のほかに「ロングラン花火大会」の再開など民間での努力もしております、集客にかける意気込みを感じた。

翌30日、避難住宅の視察を行う。 建設地は虻田町内に限らず、近隣市町にわたっている。 現場での避難住民の「アパートに入居していたが、避難解除対象区域であっても職を失い、家賃が払えないで残っている」という声も。 単に物理的な被害の他に、実は復興までにはハード事業と平行して、かなりのソフト事業が必要になるという印象が残った。

* 参考資料として、虻田町ではホームページにその計画を公表している。

<http://www.earthcape.ne.jp/users/abuta/fukko/fukkoindex.html>

雲仙普賢岳噴火災害

私たち6名は、浅沼徳広副委員長を団長に、5月28日（月）から30日（水）にかけての3日間、長崎県の島原市および深江町を視察した。

今回の視察の目的は、「雲仙普賢岳」の噴火で、三宅村と同じく大被害を受けた島原、深江両地区が、被災者にどのような支援対策を打ち出し復興していったかを学び、長期避難を強いられている本村住民の、支援対策と復興計画をつくる参考にするために行った。

○雲仙普賢岳噴火災害の概要

雲仙普賢岳が、平成2年11月17日に、山頂付近から198年ぶりに噴火。その後一時活動は鎮静化したが、翌年の2月12日に再び噴火し、その後活発な活動を続け、平成8年5月に終息するまで6年以上続いた。

その間、大規模な火碎流や土石流が何回も発生して、そのうち人的な被害の出た火碎流は、死者行方不明者43名を出した大火碎流をはじめ3回、土石流は水無川、中尾川、湯江川などで計38回発生した。

被害状況は次のとおり。



火碎流で窓ガラスも溶け、焼けただれた
深江町立大野木場小学校校舎

(1) 人的被害状況

発生年月日	災害区分	死 者	行方不明	負傷者	合 計
3. 5. 26	火碎流			1	1
6. 3	火碎流	40	3	9	52
6. 30	土石流			1	1
5. 6. 23	火碎流	1			1
8. 20	土石流			1	1
合 計		41	3	12	56

(2) 物的被害状況建物（全壊、半壊、一部破損、浸水）

災害区分	住 家	非住家	合 計
土石流	1, 117	575	1, 692
火砕流	271	537	808
噴石一部破損	11		11
合 計	1, 399	1, 112	2, 511

(3) 経済的被害額（推定を含む） 直接被害 74, 752, 373千円
 間接被害 155, 189, 601千円
 合 計 229, 941, 974千円

○学ぶべき被災者救援対策

1. 基金の創設

このように大被害を受けた、深江町及び島原市がどのような対策を講じたかというと、現行法のもとでは、国は人命を守るための道路を作ったり、橋を作ることには金を出してくれても、住宅の損害等については、「個人財産を守るのに税金は使えない」と、公的支援に否定的である。この状況下で支援策を進めるとすれば、どうしても行政のできる部分とできない部分が出てきてしまう。

そこで長崎県は、現行法では救えない被災者のために、基金を創設して、基金から生まれる利益を被災者救済に充てようと考えた。それが「雲仙岳災害対策基金」である。

この基金は、基金を作るための起債（借金）を認めてもらい、利息は県に肩代わりしてもらう。市は、この基金を運用して、生まれる利益を被災者救済対策に充てる。

どのようにして作られたかというと、初めは県から280億円を貸してもらい、それに基本財産として県が20億円出資し、300億円にして財団法人にする。基金の管理運営は財団法人に任せる。この法人の理事長は県知事とした。

その後更に国と折衝、増額が認められていき、現在では次のようになっている。

財団の資金	○基本財産	30億円（県からの出資）
	○災害対策基金	1, 000億円（県からの貸付金）
	○義援金基金	36億円
	○合 計	1, 066億円

2. 基金の使途

この基金の行う支援事業は、大きく分けて次の4本の柱になっている。

- (1) 住民等の自立復興を支援する事業
- (2) 農林水産業災害対策、復興事業
- (3) 商工業、観光振興事業
- (4) その他災害対策、復興事業

特に注目すべきは(1)の住民の自立復興を支援する事業だと思う。この事業のうち代表的な事業をあげて見ると、避難したために生業をなくしてしまった世帯で、一定の基準額以下の人達に、県が食事給付事業として 1人 1日 1,000円の現金を、平成6年3月まで支給したが、この県が行う食事供与事業を受ける世帯に対して、基金から

①生活雑費支給事業～1世帯当たり月額 30,000円（期間は平成6年3月まで）

※実績 801世帯 130,260千円

②生活支援事業～ 県が行う食事供与事業の対象とならない世帯で、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に

生活諸費～最低補償月額 1世帯 30,000円（期間は同じ）支給

※実績 626世帯 155,271千円

③新生活支援事業～県の食事供与事業の対象にならず、世帯収入が一定の規準以下の世帯に～自立支援一時金一律 150,000円支給

※実績 871世帯 103,359千円

このほかにもこの事業では、生活安定再建のためにいろいろな借入金への利子補給や、生活資金の貸付なども行っている。

「もう限界に来ている」と悲痛な声を上げている島民が、これから更に長期化しそうな避難生活を乗り切っていくためには、このように食事の供与事業を含めた、緊急支援策が早急に求められている。

このほか特に三宅島でも参考にしたいことは、次の住居再建助成事業が考えられる。

例を挙げると、



住宅再建時助成事業で再建した家
御殿のように立派な家

①住宅再建時助成事業

住宅が全壊あるいは半壊以上の被害を受けた方が、住宅を再建されるときにその経費の一部を援助するもので、その額は

- 。新築の場合 ⇒ 定額300万円（別途市町基金から250万円） 計550万円
- 。200万円以上の大改修 ⇒ 助成率1／2 限度額350万円

※実績709件1,872,059千円

②警戒区域内住宅移転助成

警戒区域に指定されてしまい、そこに住むことのできなくなってしまった家を、移転しようとする方に援助。その額は

助成額 ⇒ 300万円（別途市町基金から250万円） 計550万円
※実績 5件15,000千円

③住居確保助成事業

住宅が全壊もしくは半壊の被害を受けた方で、これからも自分の家は建てないで、民間住宅や公営住宅を借りて住もうという方に補助。その額は

- 。全壊した方 ⇒ 200万円（別途市町基金から100万円） 計300万円
- 。半壊した方 ⇒ 100万円（ 同 50万円） 計150万円

※実績36件72,000千円

このほか住宅に被害を受けた人が家具を購入しようとする時、たとえば、全部家具を無くした方に 150万円、全壊した方には100万円とか、その被害の程度により、生活再建の助成を行っている。

また、この事業ではこのほかに、避難住宅家賃助成、移転費用の助成、生業支援など広範囲にキメのこまかい支援をおこなっている。

詳しいことは紙面の都合上略すが、ここで強く思い起こされるのは、あの片山鳥取県知事の「道路や橋を直しても、そこに住民がいなくなれば無意味、被災者には住まいが復興の第一歩」という考え方である。個人の復興が、地域社会の復興に大きくつながることを考えると、人の安心して住める住宅確保が、これから三宅村再生に向けての大事な課題だと思う。

3. 地域住民と一体となった復興計画の策定を

次に学ぶべきものとして復興計画の策定である。三宅村は各年代別に委員を選び「三宅村復興計画検討委員会」を立ち上げ、検討されると聞くが、島原市の場合は、地元各種団体、民間代表や学識経験者、地元選出の県議会議員、市町村長、国や県など70名からなる復興計画策定委員会をつくり、計画策定に当たったことである。

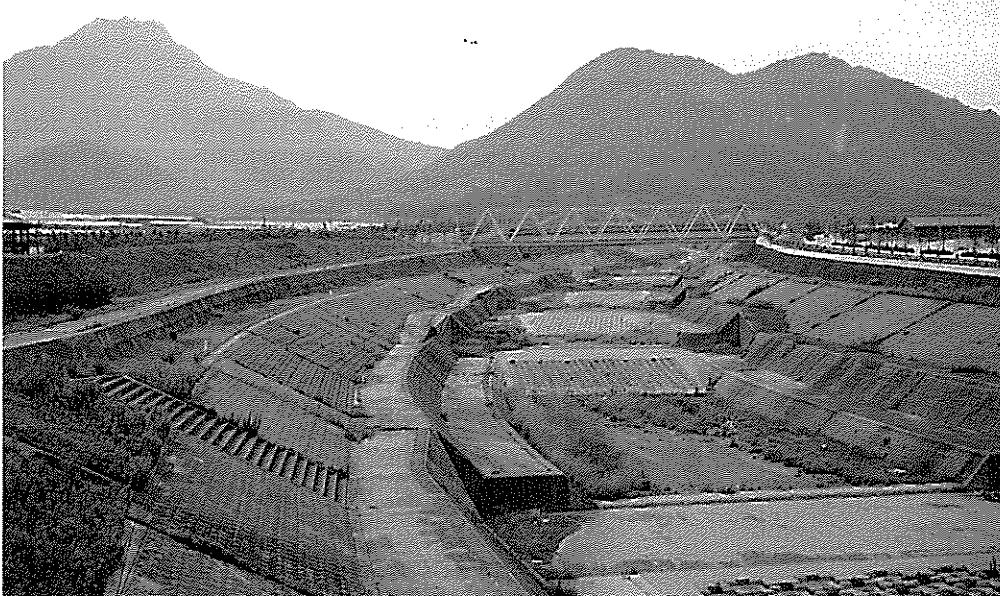
この委員会には、348名の部会員からなる5つの専門部会が設けられていて、地域住民に広く呼びかけ、アイデアや意見を募り、地域住民と一体になって計画作りに努めた。

このようにいろいろな分野、専門性の高い視点から検討を加えていった結果が、「前よ

りもっとすてきな町に、前よりもっと豊かな町に」を目標に、地域高規格道路（島原道路）や砂防指定地利活用事業など、重点27大プロジェクト事業「ガマダス計画」が作り上げられた。

ガマダスとは、島原地方の方言で「がんばる」の意味だそうで、広く住民の意見やアイデアをくみ上げ、より質の高いキメのこまかの施策を展開していった。

三宅村の場合も、復興委員会には三宅村の住民ばかりでなく、いろいろな分野の、高度な専門的知識をもつ方々にも構成メンバーに参加いただきて、あらゆる叡智を集めた、綿密周到な計画を策定すべきだと考える。



ガマダス計画の実行プラン、地域の安全を守る防災対策事業の一つで完成した水無川拡幅、堤防嵩上、河床掘削、橋掛け事業

4. 災い転じて福となす

雲仙岳の噴火は、目を覆うばかりの人的、物的大被害をもたらした。この、なす術もない自然の災害の爪痕を、自然学習の場として、また観光スポットとして保存し後世に伝えようとしている。大災害を逆手にとった発想の転換である。

例えば、新しくできた普賢岳溶岩ドーム1486mを「平成新山」とし、水無川、中尾川の火碎流や土石流跡、砂防ダム、治山ダムを一望できる「島原まゆやまロード」の建設、両河川の470haに及ぶ砂防指定地を、スポーツ公園や市民の憩いの広場にするほか、水無川流域一帯を火山観光の拠点として、雲仙岳災害記念館を建設したり、「土石流災害遺構保存公園構想」のひとつとして、水無川下流の、軒近くまで土石流で埋没した被災家屋11棟を、当時の被災状況をそのままに保存するとともに、「道の駅みずなし本陣ふかえ」として、売店、休憩所、露天風呂などもある、学習と観光のスポットとして仕上げ、大変なにぎわいを見せていた。

産業の少ない三宅村でも、仮に今後も観光立島を目指すならば、噴火で被害を受けた分以上に噴火を利用する、したたかな発想の転換が求められると思う。



水無川下流の土石流で軒下まで埋没した家屋11棟を、「道の駅みずなし本陣ふかえ」として後世に残すとともに、深江町・島原市・島原半島全体活性化復興拠点の本陣とし、また、学習と観光のスポットにもしている。

5. 住民と行政が一体となって粘り強い要望を

今回の視察では、深江町、島原市から貴重な資料と詳しい説明をいただき、所期の目的が達成できたことに、私たちは深く感謝している。今回の視察は、復旧、復興への道筋を立てる上で、両市町に学ぶべき点がたくさんあったと思う。たしかに島原と三宅島では、その地理的条件や災害の発生の時期、発生時の経済状況など違いがあるので、そのまま全てを同じようにはできないかと思うが、考え方は大いに参考になると思う。

例えば国は、1000円の食事供与にしても、「屋根と台所があれば食事の面倒はみないよ」との考えであるから、現行法では個人財産までは守ってくれない。とすると、どんなに現行法の弾力的運用をしていただいても、できる範囲には限界がでてしまうので、やはり私たちは特別立法で救ってもらうしかないと思う。

災害は各地で起きる。今、雲仙や有珠山が、その後に起きた災害救済策の手本にされるように、今度は三宅島がその手本にされるであろうから、日本国中の人々のためにも三宅村は、国に立派な支援策を打ち出してもらわなければいけない。島原市の鐘ヶ江管一前市長も、「政府の方からは何も支援策は打ち出されてはこない。市が、県と、住民と連係して、何回も何回も、国に粘り強く折衝した結果21分野100項目の『雲仙岳噴火災害に係る被災者救援対策』を、国から引き出すことに成功した」と述べられている。

それでは住民はどのようなことをしたかというと、署名集めをしたのである。署名集めの方法は、島原市の住民ばかりでなく、日本全国の、例えば宗教団体、各業界、各種協会、長崎県民在京者の会など、いろいろな団体にお願いして、全部で550万人分の署名簿を添えて、国に陳情した。黙っていては、国はいつまでも腰を上げてくれないことを肝に銘じ、行政と住民が一体となり連係して、粘り強い要望活動を展開していかないと、三宅村の住民の未来に明るい灯はともらないし、三宅村の復興はあり得ないと痛感した。

鳥取県西部地震災害

私たち、梅田、寺本の2名は、5月28日(月)から30日(水)まで、鳥取県庁と、溝口町および日野町を視察した。

今回の視察の目的は、12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部をマグニチュード7.3、最大震度6強の大地震が襲い、県西部では大変な被害を受けた。この地震災害後、鳥取県知事はいち早く個人補償を行った。これは全国で初めてである。今まで個人補償制度を県条例化しようとした、全国から注目を集めている片山善博知事に直接お会いし、個人補償に対する地方自治体のあり方を伺うこと。

また、この県の個人補償を受けて県内各市町村が独自の優れた施策を細部にわたって実施した。それらの施策の内容と、それらの施策を受けて復興に取り組んでいる住民の姿を視察することを目的とした。

○鳥取県西部地震災害の概要

12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部を震源とした地震が発生。マグニチュード7.3、最大震度6強であった。(阪神淡路大震災・マグニチュード7.2。芸予地震・マグニチュード6.4)

①被害の特徴

被害は震度6の地域に集中していた。マグニチュード7.3の地震にしては、死者もなく、火災も発生しなかったなど被害が少なかった。これは発生時刻や山間部で住宅が密集していないかった、地盤が比較的良かったためと考えられる。

②被害状況

人的被害	・死者 0名	負傷者 141名
住家被害	・全壊 389棟	
	・半壊 2,467棟	
	・一部破損 12,912棟	
被害総額		485億円



○片山善博知事の災害に対する基本的な姿勢

①地方自治体の仕事の基本的な考え方

地方自治体の仕事はいろいろあるが、何が究極的に一番重要な仕事かというときに住民の生命、身体、できれば財産までもちゃんと守れるかどうか、これが自治体にとって一番大切な使命であると思うと言う。

とかく地方行政は、いろんな仕事をする際、常に政府の方針とか、法律の仕組みがどう

なっているかなどを気にしながら、補助金のあるものはやるが補助制度のないものは難しいと考えやすい。しかし、災害の場合は、それでは追いつかない。現場の必要に基づいてやらなければならない、法律違反はいけないが、たとえ政府の行政指導に反してもやるべきだ。

②災害に対する基本的な考え方

ほとんどの都道府県が防災体制というのは貧弱である。鳥取県の場合、それは組織面を見ても明らかであったが、防災のことを専門に考えるポストが係長級で防災を常に考えている最高のポストであった。したがって、そこで11年7月にランクを上げて、『防災監』という職をつくり、次長級のポストにし、幹部職員が専門的に防災の事を常に考えるというシステムをつくった。

また、昨年の1月17日（阪神淡路大震災5年目）に、県と市町村の防災関係者を集めて防災会議を開き、県と市町村の防災体制の見直しをした。この見直しは、各機関の持っている防災対策や災害時の救援能力を出し合い、防災対策の見直しを全面的に行つた。これが、今回の地震災害時に役立っていた。

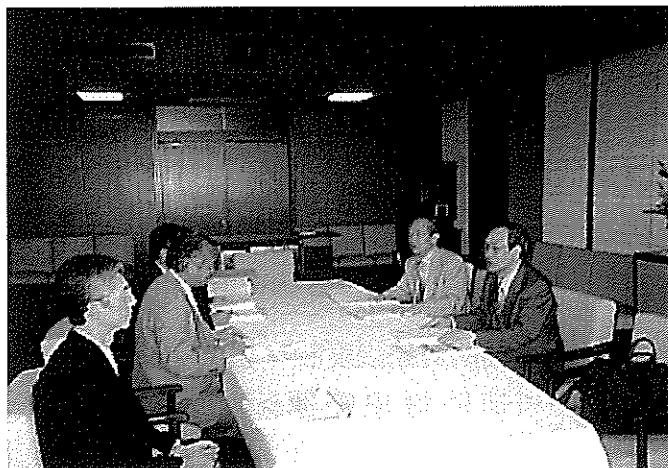
○片山知事の災害復興に対する基本的な考え方と決断の早さ

現場主義を貫き、震災があった翌7日から、知事を先頭に幹部職員が被災地に直接乗り込み、現場での対応、現場での状況把握を部下任せにしないで行った。

現地で実際に自分で見て、感じ、考えたことを、夕刻県庁に戻ってみんなで報告しあい、その上で、自分はこういうことをしなければならないという提案を、知事も部長もそれぞれ出し合い、翌日に臨むという事を繰り返した。

また、災害対策で市町村への支援物資などに関していうと、政策決定、意思決定のスピードが大切である。現地から物資の要請を受けたらすぐ買って送りなさいと指示した。そうすると職員は安心して悩まずに、送るということが出来た。

今回の震災復興、地域の復興のためには、「住宅再建支援」を抜きにしては考えられなかった。しかし国の制度としては見るべきものがない。その上、個人住宅の再建に支援するのはよくない、そういう暗黙のルールというか、タブーというかがある。しかし、財政の



県庁で防災監から説明を受ける

ルールを守っても地域は守れないという皮肉なことになってしまったので、今回、背に腹はかえられず、個人住宅再建支援を行った。今回の地震で家が倒れたり、家に住めなくなつて、建てかえる人には、とにかく300万円を差し上げる。全壊であろうと半壊であろうと、税金を払っていようと払っていなかろうと関係なしに、とにかくその地域に住み続ける、そのことだけを条件にした。初めはいろんな批判があった、そんなことをやるべきでないし、やれないはずだというのであった。よく調べてみると法律にやるべきでないとは書いてない。国の方からは、憲法違反だといわれたが、じゃ憲法の第何条に違反しているのかと聞いたら答えはなかった。しかし、当時の自治大臣だけは理解を示してくれた。

I、鳥取県の被災者向け住宅関係施策について

鳥取県西部地震によって中山間地を中心に大きな打撃を受け、高齢化率も高く、生活基盤の再建に困難を極めるなど、深刻な状況が生じている。このような状況に対応し、被災者の皆さんのが安心して生活できる居住基盤の整備等を支援し、被災市町村が活力を失うことなく、力強い復興を推進することを目的とする。

交付主体は市町村、県は市町村に対して補助。補助対象の内容・下限の設定・本人負担等事業の詳細な条件は、市町村が決める。市町村は、独自案を住民の要求を基に出してきた。

1、住宅関連

①建設<補助対象限度額>300万円

<補助対象範囲>住宅の新築、既存住宅の面積の5割以上の建替えまたは購入の場合。

<負担割合>県2/3(市町村1/3)

※ 居住していた市町村内に建設・購入する場合に限る

②補修<補助対象限度額>150万円

<補助対象範囲>住宅の補修又は今までの住宅の面積の5割未満の立替

<負担割合>

50万円以下 : 県1/2(市町村1/2)

50万円~150万円以下 : 県1/3(市町村1/3、本人1/3)

2、石垣関連

<補助対象限度額>150万円

<補助対象範囲>被災に係る面積部分のみ、従前の石垣等の復旧工事費

<負担割合>県1/3(市町村1/3、本人1/3)

II、溝口町の施策

壊れた住宅の建替えについて、県が一律 300 万円の住宅復興補助金を交付する施策を全国ではじめて打ち出したのを受けて、溝口町は、100 万円を独自に上乗せして被害者の住宅建設に補助することにした。町は基金を 20 億円持っているがこれを全部吐き出そうということで現在取り組んでいる。

高齢化率が高いので、町役場に相談窓口を設け専門の職員を配置し、材料や職人まで町職員が面倒を見た。そのために、地元新聞には現物支給とまで書かれた。

1、被害状況

- ・全壊 13 戸
- ・半壊と一部損壊を合わせて
961 戸

2、溝口町家屋等再建支援事業

①住宅建設事業

- ・ 県補助額 300 万円。町は年収 250 万円以下の世帯に町事業として 100 万円上乗せし補助限度額 400 万円とした。

②住宅補修事業

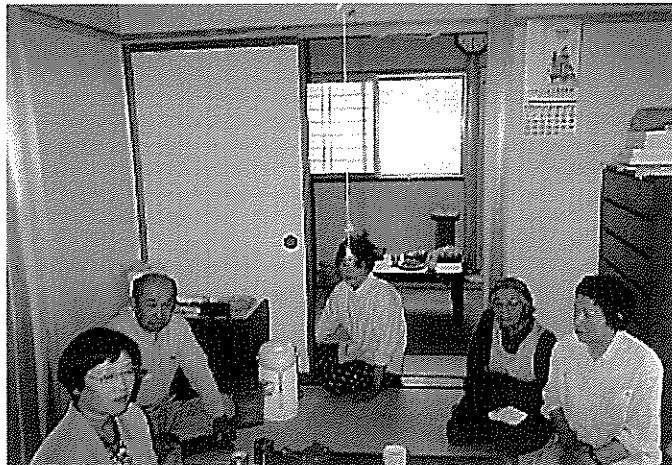
- ・ 県の補助額は最高 104 万 2 千円。町は年収 250 万円以下の世帯に町事業として、50 万円以下の事業に対しては 1/8、50 万円～150 万円までの事業に対しては 1/6 を上乗せして補助。補助限度額 127 万 1 千円。

③石垣、擁壁補修事業

- ・ 県補助事業の最高は 100 万円であるが、町は年収 250 万円以下の世帯に町事業として 1/6 を上乗せして補助。補助限度額 125 万円。

④墓地（敷地、石垣、墓道）の補修事業

- ・ 墓石、燈ろう等は除く墓地の補修で、事業費補助限度額 40 万円。



溝口町の 500 万円で再建 1 号の住宅で町民とこん談

III、日野町の施策

被災した独り暮らしのお年寄りを対象に、家屋修繕にかかる費用で最高 10 万円を助成

するとし、県と町が財源を半分ずつ負担した。

対象は、65歳以上の単身又は高齢者のみの世帯、身体障害者1、2級所得者のいる世帯、療育手帳（A）所持者のいる世帯、母子家庭の母または寡婦、被爆者手帳所持者のいる世帯など七項目のいずれかに該当した世帯主。

今回の家屋修繕費には掃除、整理整頓にかかる費用も含まれ、10万円を限度に助成される。

1、直営事業（住民負担なし）

①災害廃棄物処理事業（解体処理業務）

- ・負担区分は 県1/2 町1/2
- ・地震により居住困難、修理不能となった家屋などの解体処分。

②災害廃棄物処理事業（運搬処理業務）

- ・滝山ガレキ仮処分場の処理 18,000 m³
- ・負担区分は 国1/2 町1/2

③住宅応急修理事業

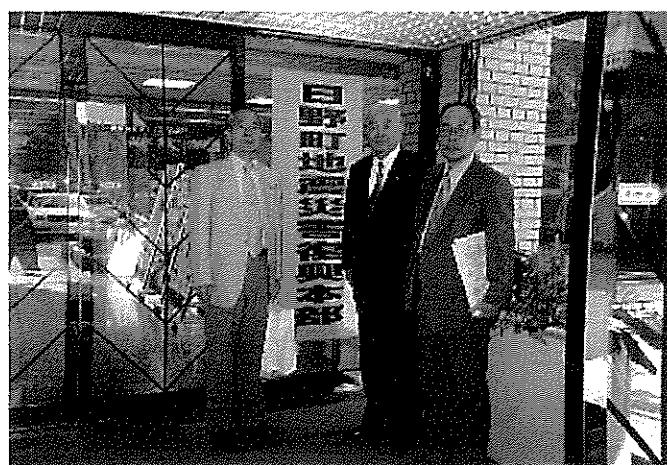
- ・災害救助法による住宅応急修理
- ・負担区分 国10/10
- ・住宅半壊者（非課税世帯）25件
- ・限度額 53万1千円（障害物の除去 14万1千円）

2、補 助 金

① 地震災害復興対策事業（住宅建築費補助金）

- ・負担区分 県2/3 町1/3
被災住宅に替る住宅の建築
- ・既存住宅の面積の5割以上
の建替え（町内の建築に限
る）
- ・補助金全額
(最高限度額 300万円)

日野町長と役場玄関で



②住宅補修費補助金

- 被災住宅の被災部分の補修
(5割未満の建替え含む、最高限度額 150万円)
- ・負担区分 ・50万円未満 県1/2 町1/2
 - ・50万円～150万円 県1/3 町2/3

③石垣、擁壁等補助金

石垣・擁壁等の崩壊により自己または他の者の住宅建築物に被害を及ぼすと認められるものの補修及び住民の生活に支障をきたすと認められる場合。

・負担区分 県1/3 町2/3

IV、住民の反応

溝口町で、500万円で新築した高齢者のお宅を訪問して懇談した。この家のご主人は、知事がお見舞いに来てくれたとき避難所から引き上げてきて、我が家の庭にテントを張つて生活をしていて、知事に死んでもここを離れない、なんとか再建に力を貸してくれと訴え知事や町長の心を揺り動かした一人であった。

新築された家は16坪で、やや広めの玄関、6畳・4.5畳の和室と台所、風呂場、トイレ。柱は杉の4寸角を使用。5名集まってくれたが、皆さん今回の県と町のとった施策が早かったことや、細い気配りに感謝していた。

私たちは、今回を含めて何ヶ所かの自然災害の被災地を視察してきたが、三宅島の場合他のところと決定的に違うところは、「生活基盤である三宅島から離れている」事であり、避難前に住んでいた集落とは全く関係のない環境で生活しているので、コミュニティが十分でないことがあげられる。

さて、現在の災害関係の法律を見るときに、噴火災害にはなじまないものであり、長期間生活場所から離れて避難生活をすることは全く予想もしていないものである。

その上、いつ帰島できるかわからないという先行きの見えない不安を抱えている中で、三宅島の場合の施策としては、①避難生活対策と、②帰島してからの再建策の二つを考えなければならない。

1、避難生活対策としては、

- ①生活支援制度の実施。②既往債務の元金の支払猶予と利子補給制度の拡充。
- ③就労希望者全員の雇用の実現。④医療費負担の軽減制度の拡充等があげられる。

2、帰島してからの再建に対しての公的支援が、これから三宅島の復興を大きく左右するであろう。

今回鳥取県で、この公的支援の実態を見、また知事の災害に対する考え方を伺い、ますますその感を強くしたものである。

行政、議会だけでなく全村民の力を結集して、現行法の適用の拡大で出来るものと、特別立法でなければ解決できないものを明確にし、国や東京都に強力に働きかけていく必要を改めて強く感じた。

<後日談>鳥取県は、6月29日の県議会で、全国初の『被災者住宅再建支援基金』の創設に向けた関連条例と補正予算を可決しました。同基金は、地震や豪雨などで被災した住宅を新築・購入する被災者に最大300万円、補修に同170万円を補助する。

有珠山噴火災害視察者

浅沼功一郎 佐久間達巳 井沢義男 谷寿文

雲仙普賢岳噴火災害視察者山田和快 高松啓展 浅沼徳広 寺澤晴男
大石徹**鳥取西部地震災害視察者**

梅田政男 寺本恒夫

編集後記

三宅村議会だより「特別号」をお届けいたします。三宅島噴火発生から丸一年が経過し、未だ先の見えぬ不安と焦りの日々ですが、「災害は必ず収まる。全員帰島の日が必ずくる」を合い言葉に、共にがんばりましょう。

三宅村議会は、皆さんの避難生活を少しでもよりよい方向へ、更に三宅島の災害復旧・復興対策を研究、提言するために別記の日程にて、各被災地を視察し、ここに報告書をまとめました。

各被災地の住民、行政に共通する姿勢は、①住民が自ら立ち上がった ②行政は住民の意見・要望を的確にとらえ、明確なビジョン（復旧・復興対策）を示し、官民一体で取り組んでいる ③災害を逆手にとった地域づくり 等だったように思います。

報告書の作成にあたっては、紙面等の制約もあり、要点のみの報告にとどめました。

今回の視察にあたり、ご指導、ご協力を賜りました九州・雲仙普賢岳噴火被災地（島原市、深江町）、北海道・有珠山噴火被災地（虻田町）、鳥取県・西部地震被災地（県庁、溝口町、日野町）及び関係団体各位に改めてお見舞い申し上げますと共に、御地の一日も早い復興と民心安定を祈念しつつ、お礼に代えさせていただきます。

平成13年7月

三宅村議会視察報告書編集委員会 委員長	寺澤晴男
〃 副委員長	大石徹
〃 委員（特別委員会委員長）	浅沼功一郎
〃 委員（〃 副委員長）	浅沼徳広
〃 委員	寺本恒夫
〃 委員	佐久間達巳